

公 示

公示第48号

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」の一部改正について

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」(平成27年8月19日付け公示第35号)を別紙のとおり一部改正する。

令和8年8月31日

北陸信越運輸局長 田中 賢二

別紙 準特定地域における適正と考えられる車両数について

新	旧
公 示 公示第 3 5 号 準特定地域における適正と考えられる車両数について 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 2 1 年法律第 6 4 号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。 平成 2 7 年 8 月 1 9 日 北陸信越運輸局長 江角 直樹 記 別添のとおりとする。 附 則 この公示は、平成 2 7 年 8 月 1 9 日から適用する。 （略）	公 示 公示第 3 5 号 準特定地域における適正と考えられる車両数について 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 2 1 年法律第 6 4 号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。 平成 2 7 年 8 月 1 9 日 北陸信越運輸局長 江角 直樹 記 別添のとおりとする。 附 則 この公示は、平成 2 7 年 8 月 1 9 日から適用する。 （略）

附 則（令和 7 年 8 月 2 9 日付け公示第 4 1 号で一部改正）
この公示は、令和 7 年 8 月 2 9 日から適用する。

附 則（令和 8 年 8 月 3 1 日付け公示第 4 8 号で一部改正）
この公示は、令和 8 年 8 月 3 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 8 月 2 9 日付け公示第 4 1 号で一部改正）
この公示は、令和 7 年 8 月 2 9 日から適用する。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和7年度末 車両数(両)	令和7年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	新潟交通圏	639	568	870	26.6
	長岡交通圏	243	216	270	10.0
	上越交通圏	134	119	148	9.5
	柏崎市 A	42	37	46	8.7
	新発田市 A	42	37	55	23.6
長野	長野交通圏	341	303	522	34.7
	松本交通圏	285	254	353	19.3
	上田市 A	59	53	77	23.4
	飯田市 A	108	96	141	23.4
富山	富山交通圏	235	208	297	20.9
	高岡・氷見交通圏	129	115	148	12.8
石川	金沢交通圏	1,037	922	1,123	7.7

※上記「令和7年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。))を除く。)の数である。

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		令和6年度末 車両数(両)	令和6年度末車両数 と適正車両数(上限) との乖離率(%)
		上限	下限		
新潟	新潟交通圏	697	620	928	24.9
	長岡交通圏	261	232	270	3.3
	上越交通圏	148	132	150	1.3
	柏崎市 A	46	41	51	9.8
	新発田市 A	43	38	55	21.8
長野	長野交通圏	375	333	525	28.6
	松本交通圏	303	269	381	20.5
	上田市 A	64	57	77	16.9
	飯田市 A	115	102	141	18.4
富山	富山交通圏	229	203	299	23.4
	高岡・氷見交通圏	139	124	166	16.3
石川	金沢交通圏	1,059	942	1,176	9.9

※上記「令和6年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。))を除く。)の数である。

(別紙)

1. 算定方法

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ × 平成 13 年度実車率 ÷ 平均延実働車両数)
÷ 365 ÷ 実働率

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和 7 年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走 行キロ *2	平成 13 年 度実車 率	平均延実 働車両数 *2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
新潟	新潟交通圏	10,818,740	11,747,925	26,914,710	0.42	177,704	0.80	0.90
	長岡交通圏	3,283,255	3,629,011	7,223,277	0.45	63,802	0.80	0.90
	上越交通圏	1,950,113	2,170,128	4,401,251	0.48	39,590	0.80	0.90
	柏崎市 A	729,527	815,874	1,700,665	0.48	12,553	0.80	0.90
	新発田市 A	612,519	620,286	1,495,978	0.45	13,543	0.80	0.90
長野	長野交通圏	4,340,857	4,768,687	10,314,321	0.45	97,685	0.80	0.90
	松本交通圏	3,815,769	4,289,810	8,396,741	0.45	74,054	0.80	0.90
	上田市 A	903,362	996,878	1,911,327	0.48	15,911	0.80	0.90
	飯田市 A	1,362,087	1,513,720	3,190,940	0.43	28,716	0.80	0.90
富山	富山交通圏	3,596,086	3,848,410	7,112,377	0.49	62,417	0.80	0.90
	高岡・氷見 交通圏	1,645,265	1,813,120	3,733,565	0.47	36,890	0.80	0.90
石川	金沢交通圏	14,152,981	15,841,421	29,974,838	0.39	225,840	0.80	0.90

※「平成 13 年度実車率」の数値は、小数点第 3 位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

(別紙)

1. 算定方法

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ × 平成 13 年度実車率 ÷ 平均延実働車両数)
÷ 365 ÷ 実働率

2. 適正車両数の算定基礎数値

【一般タクシー】

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		令和 6 年度 総実車キロ	需要量 *1	平均総走 行キロ *2	平成 13 年 度実車 率	平均延実 働車両数 *2	実働率	
							上限 値*3	下限 値*3
新潟	新潟交通圏	11,160,285	12,382,399	26,379,835	0.42	180,277	0.80	0.90
	長岡交通圏	3,289,085	3,730,649	6,940,629	0.45	63,992	0.80	0.90
	上越交通圏	2,056,811	2,322,737	4,461,437	0.48	39,640	0.80	0.90
	柏崎市 A	830,358	873,979	1,712,883	0.48	12,985	0.80	0.90
	新発田市 A	590,838	628,552	1,550,069	0.45	13,976	0.80	0.90
長野	長野交通圏	4,369,265	4,958,457	9,869,710	0.45	98,835	0.80	0.90
	松本交通圏	3,938,802	4,343,344	7,886,747	0.45	72,920	0.80	0.90
	上田市 A	877,112	1,015,582	1,777,676	0.48	15,749	0.80	0.90
	飯田市 A	1,391,513	1,559,646	3,047,303	0.43	28,211	0.80	0.90
富山	富山交通圏	3,386,200	3,719,678	6,931,579	0.49	61,332	0.80	0.90
	高岡・氷見 交通圏	1,658,121	1,903,128	3,592,963	0.47	36,513	0.80	0.90
石川	金沢交通圏	13,227,288	15,397,528	27,492,986	0.39	217,723	0.80	0.90

※「平成 13 年度実車率」の数値は、小数点第 3 位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1 需要量は、令和3年度から令和7年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定 *2「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、令和3年度から令和7年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値 *3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値	*1 需要量は、令和2年度から令和6年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定 *2「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、令和2年度から令和6年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値 *3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値
--	--